

資 料 提 供	
平成18年9月4日	
担 当 課	財 政 課
担 当 者	神 門
電話(内線)	7 0 4 3

## 平成18年9月定例県議会付議案

議案第 1号 平成18年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 5号 鳥取県地方独立行政法人法施行条例の設定について（行政経営推進課）

地方独立行政法人法の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行う地方独立行政法人評価委員会に関する事項並びに処分等を行う際知事の認可及び議決が必要となる財産の範囲、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものである。

[ 公布施行 ]

議案第 6号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の設定について（障害福祉課）

精神病院に入院中の者の処遇の改善を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、改善命令を受ける等一定の要件に該当する精神病院の管理者に対し、任意入院者の症状等についての報告を求めることができることとされたことに伴い、報告の時期等必要な事項を定めるものである。

[ 公布施行 ]

議案第 7号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（職員課）

知事等特別職の職員の給与について県内の実情等を適切に反映させるため、必要な手続について所要の規定の整備を行うものである。

- ・ 知事は知事、副知事、県議会議員等の給料・手当等（退職手当を含む）の改正の必要性について、少なくとも2年に1度検討すること。
- ・ 検討する際は、有識者による会議を開催し意見を聴くとともに、意見の要点を公表すること。（県議会等が行う知事、副知事、県議会議員等の給与制度の改正の必要性の検討について必要な事項については県議会が別に定める。）

[ 公布施行 ]

議案第 8号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について（税務課）

中心市街地の活性化に関する法律が改正されたことにかんがみ、引き続き中心市街地の活性化を支援するため、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に該当する一定の要件を満たす不動産の取得に対し、10分の1の不均一課税を実施するものである。

[ 公布施行 ]

議案第 9号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

産業振興に資するため、法人県民税法人税割について引き続き5.8%の超過課税を実施するものである。

（資本金等の額1億円未満又は法人税額1,000万円未満の法人に対して、5.0%の不均一課税を併せて実施。）

- ・ 適用期間：平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

[ 平成19年4月1日施行 ]

議案第10号 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（障害福祉課）

健康保険法等の一部が改正されたことにかんがみ、特別医療費の助成対象について所要の改正を行うものである。

・改正点： 特別医療費の助成対象から、療養病床に入院する70歳以上の者のうち、低所得者以外の者の食事療養に係る費用を除く。

[平成18年10月1日施行]

特別医療費の助成対象から、療養病床に入院する70歳以上の者の入院時生活療養に係る費用を除く。

[平成18年11月1日施行]

議案第11号 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について（長寿社会課）

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金を算定するための保険給付費に入院時生活療養費及び保険外併用療養費を加えるほか、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第12号 鳥取県採石条例の一部改正について（治山砂防課）

採石場で発生した事故対応及び採石法施行規則が一部改正されたことにかんがみ、災害発生時における採石業者に対する報告の義務付け及び採石認可の基準の見直しを行うほか、所要の改正を行うものである。

[平成19年1月1日施行]

議案第13号 工事請負契約（県道河原インター線（2号トンネル）

トンネル工事（交付金改良）の締結について（道路建設課）

工事名：県道河原インター線（2号トンネル）トンネル工事（交付金改良）

工事場所：鳥取市河原町三谷から八頭郡八頭町破岩まで

契約の相手方：県道河原インター線（2号トンネル）トンネル工事（交付金改良）間組・中信建設特定建設工事共同企業体

契約金額：1,344,000,000円

工事完成期限：平成20年7月31日

議案第14号 工事請負契約（町道日下部見槻線トンネル工事（交付金代行））の締結について（道路建設課）

工事名：町道日下部見槻線トンネル工事（交付金代行）

工事場所：八頭郡八頭町日下部から見槻まで

契約の相手方：町道日下部見槻線トンネル工事（交付金代行）大豊・こおげ特定建設工事共同企業体

契約金額：827,400,000円

工事完成期限：平成20年6月30日

議案第15号 財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取農業高等学校実習農園）について（管財課）

相手方：鳥取市内 個人（山王団地自治会会長）

貸付財産：普通財産

種類	所在地	数量
土地	鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	1,709㎡

貸付期間：議決のあった日から平成21年3月31日まで

無償貸付理由：当該土地は埋蔵文化財の調査中であり処分・利活用できないため、土地の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減を図る観点から、地域住民に無償で貸し付けようとするものである。

議案第16号 財産を無償で貸し付けること（米子勤労総合福祉センターの建物）について（労働雇用課）

相手方：米子市  
貸付財産：普通財産

種類	所在地	数量
建物	米子市尾高2377番地	4,641.15㎡（持分2分の1）
機械室	〃	12.89㎡（持分2分の1）
	〃	21.93㎡（持分2分の1）
倉庫	〃	16.53㎡（持分2分の1）
浄化槽	〃	106.70㎡（持分2分の1）

貸付期間：議決のあった日から平成20年12月3日まで

無償貸付理由：財団法人米子勤労総合福祉センターが9月末でセンターの運営から撤退することに伴い、当該物件を売却するに当たって転売禁止措置期限までの間、売却先に一括して貸し付ける米子市に対し無償で貸し付けようとするものである。

議案第17号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅八東第一団地）について（住宅政策課）

相手方：八頭町  
譲与財産：普通財産

種類	所在地	数量
土地	八頭郡八頭町才代 高田河原202番3	1,087.21㎡
建物	〃	2棟5戸 266.88㎡

無償譲渡理由：既に八頭町が管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、地域の自立を推進するため、八頭町に譲渡するものである。

議案第18号 平成17年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局総務課）

議案第19号 平成17年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 鳥取県農業改良資金貸付金の償還に係る和解について(平成18年7月7日専決)(経営支援課)

和解の相手方：東京都千代田区内 個人  
(借受人有限会社伊藤プロイラーの連帯保証人等の代理人)  
和解の要旨：連帯保証人である八頭郡八頭町内個人は、償還金4,847,607円を県に支払う。  
県は本資金に関し、有限会社伊藤プロイラー及び連帯保証人等に対するその余の請求を放棄することとする。

### (2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成18年7月7日専決)(人権教育課)

和解の相手方：米子市内 個人  
和解の要旨：和解の相手方は、和解期日までに15,000円、未償還金、訴訟費用及び延滞金総額471,500円について、返済が終わるまで毎月15,000円ずつ県に支払うこと。

### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年7月28日専決)(総務課)

和解の相手方：東京都港区区内 法人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 349,262円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年6月15日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、右折のため前方で一時停止した和解の相手方所有の小型特種自動車(冷蔵冷凍車)に追突し、双方の車両が破損したものである。

### (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年7月28日専決)(総務課)

和解の相手方：伯耆町内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 9,030円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年4月25日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退したところ、駐車中の和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。

### (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年7月28日専決)(総務課)

和解の相手方：東京都新宿区内 法人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 124,240円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年1月26日、日野総合事務所の職員が、公務のため小型特殊自動車(除雪車)で除雪作業を行いながら走行中、排雪が対向車線を走行中の和解の相手方所有の小型乗用自動車に当たり、当該車両が破損したものである。

### (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年7月28日専決)(労働雇用課)

和解の相手方：鳥取市内 個人  
和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 304,077円(県過失9割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成17年12月6日、倉吉高等技術専門校の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点に進入したところ、左方道路から進行してきた和解の相手方が運転する軽乗用自動車と接触し、和解の相手方が負傷したものである。

### (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年8月2日専決)(総務課)

和解の相手方：鳥取市内 法人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 21,000円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年5月16日、東部総合事務所の職員が、普通特種自動車(除雪車)で給油所から路上に出ようとした際、除雪板により和解の相手方が設置する給油所のタイヤを破損したものである。

( 8 ) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成18年8月3日専決)(住宅政策課)

相手方：浜坂第二団地ほか9団地 入居者11人、連帯保証人12人、保証人5人  
訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払い、訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

( 9 ) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年8月8日専決)(総務課)

和解の相手方：鳥取市内 法人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 66,150円 (県過失10割) を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年3月13日、東部総合事務所の職員が、駐車場内の空きスペースに駐車しようとした際、進行方向前方にあった和解の相手方が設置する水栓柱を破損したものである。

(10) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について (平成18年8月17日専決)

(住宅政策課)

( 県営住宅の位置について、住所表示が変更されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。 )

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年8月17日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 鳥取市内 個人  
乙 鳥取市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 14,259円 (県過失7割) を和解の相手方甲に支払う。  
事故の概要：平成18年1月3日、和解の相手方乙が主要地方道秋里吉方線を和解の相手方甲が所有する軽乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年8月17日専決)(道路企画課)

和解の相手方：智頭町内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金126,262円 (県過失10割) を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年3月5日、和解の相手方が一般国道373号を軽乗用自動車で行中、沿道斜面の土砂崩れにより路上に倒壊してきた道路照明灯に衝突し、同車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年8月17日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 鳥取市内 法人  
乙 米子市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金195,282円 (県過失10割) を和解の相手方乙に支払う。  
事故の概要：平成18年3月16日、和解の相手方乙が一般県道横田伯南線を和解の相手方甲所有の普通乗用自動車で行中、沿道斜面からの落石に衝突し、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年8月21日専決)(道路企画課)

和解の相手方：鳥取市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 72,085円 (県過失5割) を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成16年10月6日、和解の相手方が主要地方道鳥取福部線を自転車で走行中、側溝のふたが陥落していた箇所転倒し、同人が負傷したものである。

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年8月21日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 鳥取市内 個人  
乙 鳥取市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 38,367円 (県過失7割) を和解の相手方甲に支払う。  
事故の概要：平成18年1月9日、和解の相手方乙が主要地方道秋里吉方線を和解の相手方甲が所有する軽乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年8月21日専決)(道路企画課)

和解の相手方：甲 米子市内 個人  
乙 米子市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金10,920円(県過失5割)を和解の相手方甲に支払う。  
事故の概要：平成18年7月18日、和解の相手方乙が一般県道米子環状線を和解の相手方甲が所有する軽乗用自動車で行走中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年8月24日専決)(道路企画課)

和解の相手方：鳥取市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 21,536円(県過失7割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年1月3日、和解の相手方が主要地方道秋里吉方線を軽乗用自動車で行走中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年8月25日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市内 個人  
和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 4,000円(県過失8割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成17年11月2日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方が乗車する自転車と衝突し、同車両が破損するとともに和解の相手方が負傷したものである。

(19) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年8月25日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金289,140円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年5月31日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、渋滞で停止していた和解の相手方が運転する軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(20) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年8月25日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：広島市内 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金3,846円(県過失1割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年6月11日、警察本部生活安全部自動車警ら隊の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方が運転する小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(21) 工事請負契約(鳥取警察署庁舎新築工事(庁舎棟他・建築))の締結についての議決の

一部変更について(平成18年8月28日専決)(警察本部会計課)

大雨等災害時の冠水に備え、庁舎棟の出入口に止水板を設置したこと等仕様の変更、及び当初見込より残土量が増加し処分費が増加したことにより、工事費が増額になることに伴い請負代金額の変更を行う。

契約金額：729,540,000円                      736,967,700円  
(7,427,700円の増)

報告第2号 長期継続契約の締結状況について

( 件 数                      新規 34件 、 変更 2件 )

資 料 提 供	
平成18年9月13日	
担 当 課	財 政 課
担 当 者	神 門
電話(内線)	7 0 4 3

## 平成18年9月定例県議会付議案

### 議案第20号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

健康保険法等の一部を改正する法律の施行により条例中引用している厚生労働省の関係告示が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

[ 公布施行 ]

### 議案第21号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター進入路）について（教育センター）

相 手 方：鳥取市  
貸 付 財 産：普通財産

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町北五丁目203番 ほか4筆	1,602.79m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：平成18年9月29日から平成23年9月28日まで

無償貸付理由：県が設置した教育センターへの進入路について、市道として良好な管理を行うため、鳥取市に無償で貸し付けしようとするものである。